

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 急逝した母の遺産相続。 どうしたものかと困っています。

急に亡くなった母の遺産のご相談します。
私は20代で一度結婚しましたがすぐに離婚し、以後両親と同居して30年近くになります。妹が1人いますが、私とは全く違う社交的な性格で、留学先のイギリスで知り合った貴族の男性と大恋愛の末結婚し、子供も2人できて、金融の仕事も順調だし、帰国することもほとんどありません。
父は数年前から認知症になり、母と私に分からなくなったりしますが、徘徊するわけでもなく、家で面倒を見ていました。母は80歳を超えても至って元気だったので、少し前の寒い夜、

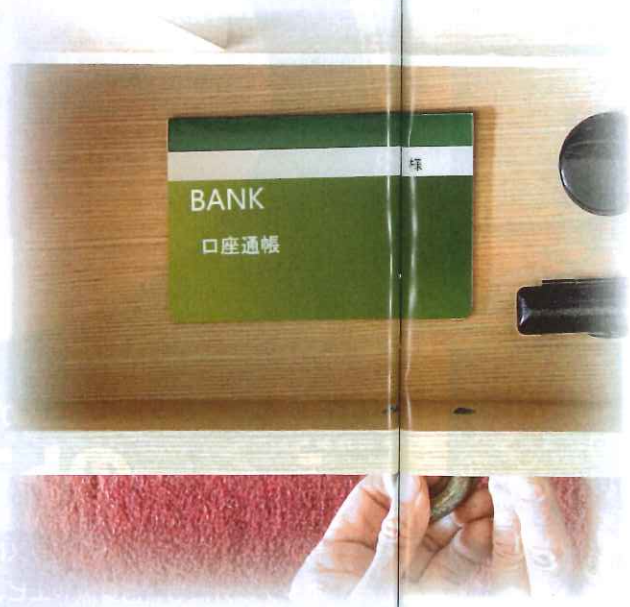
急に体調不良を訴えて病院に搬送された後、亡くなってしまいました。肺炎でした。死に目に会えたのは私だけで、父は母の死が分からないし、葬儀で帰国した妹のことも分かりません。
順番として父が先だと思いついていたので、母の遺産のことなど考えたこともありませんでした。妹と一緒に遺品の整理をしていたら、なんと母名義の通帳が4冊もあり、総額

2000万円超え。びっくりしました。法定相続分通りに分けるとしたら、父1000万円、姉妹各500万円です。でも父は認知症なので、遺産分割協議ができないし、銀行はいろいろ手続きが大変なので、下ろせないですよ。妹が自分は何もしていないので、相続放棄をしてもいいよと言ってくれていて、それはありがたいのですが、さて、どうしたものかと。

A 預金の解約は、いずれお父さまが 亡くなってからとなります。

まずはお母さまのご逝去をお悔やみ申し上げます。覚悟していなかっただけに、つらいでしょうし、認知症のお父さまを今後一人で見ていかれるのは心身共に大変だと思います。その点、妹さんがわきまえた方で救われますね。

ところで、おっしゃる通り、お父さまが亡くなったのであれば、その遺産の分割も口座解約も何の問題もなかったのです。が、今の状況ではお父さまに成年後見を付けない限り、遺産分割の当事者になれないことになります。成年後見を付ける手続き自体面倒だし、おそらく裁判所は第三者の成年後見人をつけるだろうから、報酬が発生し、それはお父さまが亡くなるまで続くし、介護をしてくれるわけでもないの、労多くして益少し。正直お勧めしません。
最近相続法がいくつか変わって、遺産分割以前でも相続人は預金額の3分の1について、法定相続分を単独で引き出せるようになりました(民法909条の2)。葬式その他お金が増



し当たって必要だったりしますからね。本来の500万円の3分の1、つまり167万円程度です(1行につき最大150万円)。妹さんも同様にその額は引き出せますが、放棄とおっしゃっているのですよね。家裁申述の手続きが面倒ですが、せっかく帰国中だし、してもらってもよいとは思いますが(相続放棄は3カ月以内。915条)、いずれにしてもその余りの預金は引き出せません。

預金解約は、いずれお父さまが亡くなり、お父さまの1000万円円相続分を姉妹が相続するようになってからになりますね。遺産分割に時効はないし、銀行は書類さえ適式にそろっていればいつでも解約に応じるので、その点は大丈夫です。余計なことですが、相続放棄といえどお父さまの相続の際にこそ、していただくとありがたいですね。今住んでおられる家はお父さまのもので、以後ご相談者へそこに住み続けたいですね。もしその時に姉妹で平等に分けるとなると、家を取る分が相談者の預金額の受け取りが少なくなるので、もちろんお父さまの預金額も相応にあり、家の評価額が高くないのであれば、その時に姉妹で話し合ってから分割すればよいのですけれど。